七号)第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。 委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十 平成二十一年度テーマ監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育

平成二十二年十二月二十一日

広島県監査委員 加 髙 川 富 賀 美 橋 上 永

同 同 同

和義征健

正則矢三

平成21年度テーマ監査の結果に基づく措置状況

- 〇 テーマ 1 特別会計及び出資法人の消費税及び地方消費税申告
 - 2 県の施設に設置される自動販売機
 - 3 指定管理者制度による公の施設の管理運営

1 特別会計及び出資法人の消費税及び地方消費税申告

【知事】

監査の結果 (指摘)	措置状況
消費税等の申告事務については、おおむね適正に 行われていると認められたが、次のとおり、誤った 事務処理が行われているものがあった。適正な事務 処理に努められたい。	
(1) 広島県港湾特別整備事業費特別会計 特定収入割合が5%以下(4.77%)であるため、 特定収入に係る仕入控除税額の調整の必要がない にもかかわらず、これを行っている。	今回指摘のあった事項については、今後同様の計算誤りをすることのないよう、チェック体制の強化を図る等の再発防止策を講じ、適正な事務処理に努めている。 具体的には、制度に対する理解を深めるため、今年7月に開催された消費税研修会(税務課主催、講師:国税局職員)に、事務担当者及び特別会計予算担当者を出席させた。 今年度の確定申告に当たっては、研修資料を参考にするとともに、国が作成した算定誤り防止用のチェックシートを活用し、違算防止に努めた。また、算定過程において、特定収入の取扱いに疑義が生じたため、解釈に誤りがないよう、広島国税局と協議し、問題解決に当たった。 併せて、組織によるチェック体制を強化するため、グループ内で確認作業を行った。
(2) 広島県県営住宅事業費特別会計 前期繰越金について、これを生ずるもととなっ た収入を収受した年度において特定収入に該当す るか否かの判定(使途の特定)を行っているにも かかわらず、更に、今期の歳入として計上する 200,979,054 円の使途の特定を行い、このうち 101,236,588 円を今期の特定収入に計上してい る。	繰越金は,繰り越された年度においては特定収入等として計上しないこととし,適正な事務処理に努めている。

(3) 広島県病院事業会計

課税仕入れである講演会の外部講師等への謝金 2,347,650 円を不課税支出としている。 不課税支出としていた外部講師等への謝金を 課税仕入れとした上で,消費税及び地方消費税額 を再計算し,所管税務署に更正の請求を行ったと ころ,平成22年4月27日付けで更正通知があ り,6,000円の還付を受けた。

また,監査結果を各病院に通知し,適正な事務 処理の徹底を図った。

(4) 広島県工業用水道事業会計

課税仕入れである通勤手当 7,677,219 円を不課 税支出としている。 各会計において,誤った事務処理により,平成20年度分の消費税を過大納付していたことから,平成22年3月19日付けで,広島東税務署に対し更正の請求手続きを行ったところであるが,その後,広島東税務署長からの更正通知書(平成22年4月27日付け通知)を収受し,平成22年5月21日に消費税還付金及び還付加算金を収納した。

引き続き,消費税法基本通達に基づき適正な事 務処理を行うよう努める。

(5) 広島県土地造成事業会計

ア 課税仕入れである通勤手当 3,607,910 円を不 課税支出としている。

イ 広島空港県営駐車場事業に係る通路シェルター整備工事 19,918,500 円を非課税売上げにのみ対応する課税仕入れとしているが、課税売上げ(駐車料金)にのみ要するものであるから、課税売上げにのみ対応する課税仕入れとすべきである。

各会計において, 誤った事務処理により, 平成20 年度分の消費税を過大納付していたことから, 平成22年3月19日付けで, 広島東税務署に対し更正の請求手続きを行ったところであるが, その後, 広島東税務署長からの更正通知書(平成22年4月27日付け通知)を収受し, 平成22年5月21日に消費税還付金及び還付加算金を収納した。

引き続き,消費税法基本通達に基づき適正な事 務処理を行うよう努める。

(6) 広島県水道用水供給事業会計

課税仕入れである通勤手当 16,190,598 円を不 課税支出としている。

各会計において,誤った事務処理により,平成20年度分の消費税を過大納付していたことから,平成22年3月19日付けで,広島東税務署に対し更正の請求手続きを行ったところであるが,その後,広島東税務署長からの更正通知書(平成22年4月27日付け通知)を収受し,平成22年5月21日に消費税還付金及び還付加算金を収納した。

引き続き,消費税法基本通達に基づき適正な事 務処理を行うよう努める。

(7) (公財) ひろしま文化振興財団 ア 事業会計の研修事業支出 1,049,034 円を課税 売上げと非課税売上げに共通する課税仕入れとしているが、課税売上げ(受託収入で行う外部 講師による研修事業) にのみ対応するものであるから、課税売上げにのみ対応する課税仕入れとすべきである。 イ 非課税仕入れである保険料支出 32,000 円を 課税仕入れとしている。	指摘のとおり修正申告を行った。
(8) (財広島県女性会議 ア 収益事業部門(特別会計)の什器備品購入支 出 220,500 円が課税仕入れに計上漏れとなって いる。 イ 消費税等においては、公益法人であっても、	指摘のとおり修正申告を行った。
イ 消費税等においては、公益法人であっても、 収益事業部門及び非収益事業部門において行っ た課税資産の譲渡等について合わせたところで 申告をする必要があるところ、非収益事業部門 (一般会計)が消費税等の計算に反映されてい ない。	
(9) 関もみのき森林公園協会 課税仕入れである通勤手当 2,621,727 円を不課 税支出としている。	指摘のとおり修正申告を行った。
(10) 関中央森林公園協会ア 課税仕入れである通勤手当 3,270,312 円を不 課税支出としている。	指摘のとおり修正申告を行った。
イ 県からの負担金収入 5,000,000 円を課税売上 げとしているが、内容は、施設の利用料金の減 免分を補てんするための給付金であり、資産の 譲渡等の対価に該当しない不課税収入とすべき である。	
(11) 関ひろしまこども夢財団 基準期間である平成 18 年度の課税売上高が 1,000万円を超えている(11,525,445円)にもか かわらず,平成20年度の申告を行っていない。	平成 21 年 12 月 28 日付けで広島東税務署において、申告及び納付を行った。 ○申告額 232,300 円

(12) (財)ひろしま産業振興機構

- ア 下請けあっせん事業に係る受益者負担金収入 2,110,000 円が課税売上げに計上漏れとなってい る。
- ア 左記の指摘について,管轄の税務署員に確認 した上,平成22年3月29日付けで修正申告を した。
- イ 派遣元負担金支出 2,000,000 円を課税仕入れ としているが、内容は給与負担金であり、不課 税支出とすべきである。
- イ 左記の指摘について,管轄の税務署員に確認 した上,平成22年3月29日付けで修正申告を した。
- ウ 補助金収入に係る特定収入の計算において, 通勤手当部分 6,564,760 円を使途不特定の特定 収入に計上しているが,課税仕入れに特定され た特定収入に計上すべきである。
- ウ 左記の指摘について,管轄の税務署員に確認 した上,平成22年3月29日付けで修正申告を した。

(13) 関広島勤労者職業福祉センター

特別会計(広島市中小企業勤労者共済事業)の 給付事業費 12,475,000 円を課税仕入れとしているが,内容は,慶弔費等の給付金支出であり,不 課税支出とすべきである。

平成21年度分から、適正な税区分(不課税支出)として処理している。

(14) 関広島県農林振興センター

ア 課税売上げと非課税売上げに共通する課税仕 入れとしている一般会計投資活動支出の機械及 び装置購入支出(特定資産取得支出)10,185,000 円は,課税売上げ(機械の貸出し)のための仕 入れであるため,課税売上げにのみ対応する課 税仕入れとすべきである。 側広島県農林振興センターに対し,消費税制度について再確認し,十分理解したうえで適正な事務処理を行うように指導した。

過大納付となった各原因について、修正を行い、 還付請求を行なった。(3月30日還付請求)

課税売上げにのみ対応する課税仕入として整理 した。

イ 補助金収入のうち、活性化利子補給補助金収 入34,084,944 円を特定収入としているが、利子 補給金は特定支出にのみ使用される収入であ り、補助金交付要綱にもその使途が明記されて いるものであるから、特定収入ではなく、特定 収入以外の収入とすべきである。

特定収入以外の収入として整理した。

ウ 特定収入のうち、森林整備事業特別会計のその他補助金収入(間伐等森林整備促進対策事業補助金)12,487,000円を使途不特定の特定収入としているが、内容は、機械購入に使途が特定された補助金であり、課税仕入れにのみ使途が特定されている特定収入とすべきである。

課税仕入れにのみ使途が特定されている特定収入として整理した。

(15) (財)広島県下水道公社

ア 雑収入のうち,自動販売機の電気代負担分等 56,447 円が課税売上げに計上漏れとなってい る。

ア 今年度から課税売上として適正に計上している。

イ 課税仕入額の総額の算出に当たり、個々の課税仕入額の積み上げによるのではなく、「県からの受託費収入以外に課税売上げがなく、また決算がゼロ精算である」という理由から、支出総額=受託費収入額2,574,776,587円とし、この額から非課税仕入れと不課税支出項目を控除して課税仕入総額2,276,413,652円を算出している。

イ 今年度から原則どおり課税仕入額を積み上 げて積算している。

しかし、収支計算書によると、支出額の内訳には退職給与引当資産の取崩収入4,578,280円に相当する退職給与金が含まれるなど、支出総額=受託費収入額ではなく、その結果、課税仕入額の総額を誤って算出している。

(16) 広島県住宅供給公社

- ア 賃貸管理事業に係る課税売上げの算出に当たり、個々の課税売上げの積み上げによるのではなく、課税売上げ=事業費計-非課税売上げ-不課税収入で求めているが、
 - (ア) 賃貸住宅管理事業に係る事業収益 313,637,418 円のすべてを非課税売上げとし たため.
 - a 内訳の課税売上げである駐車場収入 6,372,566 円及びその他の収入(コインラ ンドリー) 2,012,151 円が課税売上げに計 上されていない。
 - b 内訳の繰延建設補助金収入 18,401,392 円 は別途不課税収入で計上しているにもかか わらず,非課税売上げにも同額が計上され ているため,18,401,392 円が課税売上げに 計上されていない。

一方で,

- (イ) 非課税売上げである賃貸宅地使用料 19,512,880円及び権利金取崩収入484,200円 を事業費計から減じるところ,誤って加算し たため,課税売上げ39,994,160円を過大に計 上している。
- (ウ) 土地・建物の売却額 40,000,000 円のうち土 地部分の売却額 23,200,000 円は非課税売上 げであるところ,これを非課税売上げに計上 しなかったことにより,課税売上げ 23,200,000 円を過大に計上している。
- (ア) から(ウ)までの結果,課税売上げ36,408,051円を過大に計上している。
- イ 賃貸住宅管理事業に係る補助金収入 3,172,000円は不課税収入であるところ,非課 税売上げとしている。
- ウ その他事業に係る長期割賦事業 10,143,380 円を非課税売上げに二重に計上している。
- エ 課税売上げとしている介護金収入(当該年度 入金分)27,588,079円は,14,700,000円の誤り であり、誤って計上している。

消費税の申告事務等については,誤りがないよう組織として二重チェック体制とし,総務と経理の係で相互チェックを行うこととした。

また,当公社顧問税理士による確認を行っている。

$\mathcal{P}(\mathcal{P})$

- a 駐車場収入,その他の収入(コインランドリー)は 課税売上に計上し,家賃・使用 料収入のみを非課税売上として計上する 修正を行った。
- b 繰延建設補助金収入は,修正し不課税収入 として処理した。
- (イ) 非課税売上げの収入は,事業費へ加算しているのを事業費から減じる修正をした。
- (ウ) 土地部分の売却額は,修正し非課税売上に 計上した。

- イ 賃貸住宅管理事業に係る補助金収入については、修正し不課税収入として処理した。
- ウ 長期割賦事業については,誤って二重計上し ていたため修正した。
- エ 介護金収入については、数値を修正し、誤りがないよう適正に処理した。

【知事】

監査の結果 (意見)

更正の請求等について

「2 指摘事項」を踏まえ、過大納付となっているものについては、国税通則法(昭和 37 年法律第66号)第23条第1項の規定により、法定申告期限から1年以内であれば、更正の請求を行うことができるため、還付請求について、必要な手続を行う必要がある。また、納付不足となっているものについては、速やかに同法第18条1項の規定による期限後申告又は同法第19条第1項による修正申告を行う必要がある。

措置状況

[環境県民局]

((公財) ひろしま文化振興財団, (財) 広島県女性会議, (財) もみのき森林公園, (財) 中央森林公園協会)

全ての団体において還付請求を行い,還付金を受領した。

〔健康福祉局〕

((財)ひろしまこども夢財団)

平成21年12月28日付けで広島東税務署において、申告及び納付を行った。

○申告額 232,300 円

[商工労働局]

((公財)ひろしま産業振興機構)

左記の意見について,管轄の税務署員に確認した上,平成22年3月29日付けで修正申告をした。

((財)広島勤労者職業福祉センター)

納付不足となっていた金額については,税務署 に修正申告を行い,既に納付を済ませている。

〔農林水産局〕

((財)広島県農林振興センター)

過大納付となった各原因について、修正を行い、還付請求を行なった。(3月30日還付請求)

[土木局・都市局]

(広島県港湾整備特別事業費特別会計)

平成21年9月17日付けで確定申告した「広島 県港湾特別整備事業費特別会計」に係る平成20 年度分の消費税及び地方消費税については、 6,526,600円が過大納付となっていた。

このため、広島国税局と協議の上、平成22年3月20日付けで広島東税務署長に対し、更正の請求を行った。

これに対し、広島東税務署長から4月27日付け で更正の通知があり、5月21日に全額還付された。

(広島県県営住宅事業特別会計)

指摘事項を踏まえ、平成21年11月12日付けで、広島東税務署に更正申告を行い、平成22年1月26日付けで更正通知を受け、平成22年2月4日に還付を受けた。

((財) 広島県下水道公社)

指摘事項を踏まえ、平成22年1月12日付けで 広島南税務署長に「消費税及び地方消費税の更正 の請求書」(還付請求額195,000円)を提 出し、広島南税務署長から平成22年1月26日付 け「消費税及び地方消費税の更正通知」があり、 平成22年2月10日に195,000円が還付さ れた。

(広島県住宅供給公社)

指摘事項を踏まえ,平成22年2月22日付で広島 西税務署に更正申告を行い,4月28日付けで更 正通知を受け,5月21日に還付を受けた。

「企業局`

(広島県工業用水道事業会計, 広島県土地造成事業会計, 広島県水道用水供給事業会計)

各会計において過大納付となっていた平成 20 年度分の消費税について,平成 22 年 3 月 19 日付 けで,広島東税務署長に対し更正の請求手続きを 行ったところであるが,その後,広島東税務署長 からの更正通知書(平成22年4月27日付け通知) を収受し,平成22年5月21日に消費税還付金及 び還付加算金を収納した。

〔病院事業局〕

(広島県病院事業会計)

不課税支出としていた外部講師等への謝金を 課税仕入れとした上で,消費税及び地方消費税額 を再計算し,所管税務署に更正の請求を行ったと ころ,平成22年4月27日付けで更正通知があ り,6,000円の還付を受けた。

2 県の施設に設置される自動販売機

【知事・教育委員会・警察本部】

監査の結果(意見)	措	置	状	況
県による自動販売機管理業者の公募等について 県の施設には、平成21年4月1日現在、876台の自動販売機が設置されている。 県立病院において、平成20年度に2台の自動販売機の機器管理業者を公募した事例があり、知事部局においても、平成22年度から本庁舎の一部に設置する自動販売機について、現在、機器管理業者を直接選定するための公募手続を実施している。 県が機器管理業者を公募した事例については他県等でも多くあり、今後、一部の自動販売機にとどま		直	状	· 伏
らず全庁的に公募を実施することにより、新たな歳 入確保の方策として効果が期待できる。				

(1) 知事部局に係る庁舎等の自動販売機について

知事部局では、本庁舎の一部の自動販売機について、平成21年度に試行的に公募により機器管理業者を選定することとし、その結果を受け、地方機関も含めた公募の実施について、段階的に実施していくことを検討しているが、新たな歳入確保の観点からも、知事部局の庁舎等に設置される自動販売機について、できる限り早期に公募を実施するよう取り組む必要がある。

なお,販売実績が多くないものもあるが,公募の実施に当たっては,他の庁舎等の自動販売機と 組み合わせて公募を実施するなど,公募方法についても十分な検討を行っていただきたい。

また、全庁的に県有資産の有効活用の取組がな されるよう、教育委員会、警察本部等への積極的 な情報提供など、所要の対応を行う必要がある。 (総務局) 1 次のとおり本庁舎で一般競争入札を実施。

年度	物件	設置箇所		設置台数	落札金額(税込)
平成	1	南館	1 階(2箇所)	2 台	2,048,181 円
2 1	2	南館	1階,3階	2 台	1,417,200 円
年度	3	南館	1階,2階	2 台	1,450,000 円
小 計				6 台	4,915,381 円
平成 22 年度	1	本館	3階,4階	2 台	2,911,619 円
	2	本館	5階,6階	2 台	3,057,828 円
	3	北館	5 階, 6 階等	2 台程度	3,202,895 円
	4	東館等	5 階等	3 台程度	2,816,000 円
小 計				9 台程度	11,988,342 円
合 計				15 台程度	16,903,723 円

- 2 地方機関(約40台)についても,平成23 年1月頃公募する予定。
- 3 全警察署の自動販売機設置事業者の公募 (平成22年10月頃)を予定している警察本 部等へは積極的に情報提供し、連携して対応 している。

(2) 県立学校等の自動販売機について

県立学校に設置される自動販売機について,他 県等の事例では,公募により機器管理業者を選定 している事例がある。本県においても,新たな歳 入確保の観点からこれらの自動販売機について, 公募を実施するよう取り組む必要がある。

なお,利用者の多くが生徒に限定されることや, 販売実績が多くないものもあるため,公募の実施 に当たっては,販売価格の設定に配慮する等,公 募方法等についても十分な検討を行っていただき たい。

また、県立学校以外の機関についても所要の検 討を行い、できる限り早期に公募を実施するよう 取り組む必要がある。(教育委員会) 県立学校に設置される自動販売機については, 本年度末に使用許可の終期が到来する自動販売 機については,平成22年度内の公募入札を目途に 検討を進めている。

しかしながら、学校によっては「販売手数料収入が生徒のための食堂や売店の運営費の一部に充てられている」など様々な事情があり、平成22年3月、6月に行った実態調査の結果及び各校の実情を踏まえながら、適切な実施方法等について検討を進めたいと考えている。

県立学校以外の教育委員会所管の施設においては、これまで、福山少年自然の家の2台及び教育センターの3台の自動販売機の設置について、一般競争入札により、公募を実施したところである。

この結果,福山少年自然の家については,7月1日から27年3月31日までの4年9か月の長期継続契約を締結したところであり,金額は2台の合計で年額221,200円となっている。

また、教育センターについては、7月1日から27年3月31日までの4年9か月の長期継続契約を締結したところであり、金額は年額75,000円となっている。

歴史民俗資料館及び歴史博物館については,平成23年3月31日まで行政財産使用許可を行っているため,22年度中に公募を行い,平成23年度からの設置を予定している。

(3) 警察本部・警察署等に設置される自動販売機について

警察本部・警察署等の自動販売機について、他 県等の事例では、公募により機器管理業者を選定 している事例がある。本県においても、新たな歳 入確保の観点からこれらの自動販売機について、 できる限り早期に公募を実施するよう取り組む必 要がある。

なお,販売実績が多くないものもあるが,公募の実施に当たっては,他の警察署等の自動販売機と組み合わせて公募を実施するなど,公募方法についても十分な検討を行っていただきたい。(警察本部)

1 公募実施について

自動販売機設置業者の公募について,県 警察としては,警察本部・警察署等における自動販売機について,今年度入札を行う 予定である。

2 公募方法について

知事部局と同様,一般競争入札により自動販売機の設置業者を決定する。

入札方法については,販売実績が低調な自動 販売機があること,また多数の自動販売機を対 象に公募を実施することから,県内をいくつか のブロックに分け,入札を行う予定である。

3 指定管理者制度による公の施設の管理運営

監査の結果 (意見)

措 置 状 況

2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ の付与等

利用料金については、それぞれの施設の設置及び管理条例(以下「条例」という。)において、利用料金の基本的な額(以下「基準額」という。)の上下30%の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定める額と規定されており、施設・設備にかかわらず一律的な取扱いとなっている。

しかしながら、閑散期等における基準額の上下 30%を超える利用料金の額の設定や、承認手続の 迅速化、キャンセル料規定の整備等の要望が指定 管理者から提出されている。

これらは、指定管理者の経営努力に対するイン センティブ及び県民の施設の利用促進に資するも のもあると考えられることから、利用料金の範囲 の一律的な取扱いが必要かどうかなどについて検 討を行う必要がある。

また、収支差額が黒字となった場合にその額を 指定管理者の収益とすることは、指定管理者の経 営努力に対するインセンティブの一つとなってい るものと考えられる。一方で、協定に基づき、収 支差額が黒字となった場合に委託料を減額する施 設や、利用料金の増収により協定で定められた県 への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一 部を県に追加納付させる施設もある。

施設によっては、このような取扱いを行うこと が必要であるものもあるが、指定管理者の経営努 力に対し大きな支障となっていないかどうか検討 する必要がある。

《利用料金の範囲の一律的な取扱いについて》

指定管理者による利用料金制を採用している公の施設について,指定管理者の経営努力に対するインセンティブの付与,利用者へのサービス向上等を図るため,利用料金の範囲(上下30%)のうち,下限を撤廃した。【財政課】

公募による選定結果により指定管理者が交替した施設の事務引継の状況を見ると、いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局(課)との三者とが共同して、2~3月をかけて引継を行っているが、引継時間の確保や円滑な意思疎通のため県の更なる主導が必要との意見があったところである。

施設によっては,新旧の指定管理者のみで引継事務を行う取扱いになっているものも見受けられるが,公の施設が県の施設である以上,県民の施設利用に支障がないよう,施設所管局が参画し円滑に事務引継が行われるように協定等に明記し,指定議決以後速やかに三者間の連携の場を設定するなど施設所管局が積極的に参画していく必要がある。

特に、レクリエーション・スポーツ施設等においては、前年度において翌年度の利用決定を行う場合があり、円滑な運営を持続させるためにも、新指定管理者をオブザーバーで参加させるなど引継について十分配慮する必要がある。

指定管理者の選定については、平成 19 年度 から指定管理者の指定議決を 12 月定例会に提 案するなど、引継期間の確保等に努めてきたと ころである。

県の主導による事務引継ぎについては,21年11月に各局へ注意喚起したところであり,21年度末の指定管理者交替に伴う事務引継ぎについては,県と新旧指定管理者によって円滑に行われた。

指定管理者の交替に伴う事務引継ぎについては、今後とも円滑な引継ぎが行われるよう努める。【行政管理課】

【知事】 【企画振興局】

監査の結果 (意見)

措 置 状 況

1 施設の改修・修繕

(1) 施設の計画的な改修

公の施設については、「第二次行政システム改革推進計画」(平成 16 年 11 月策定)及び「事務事業総点検」(平成 19 年 3 月)に基づき、施設の廃止や民間・地元移管も含めて、そのあり方を検討するとともに、指定管理者制度の活用が図られている。また、施設の大規模修繕(改修)については、県施設として運営していくこととした施設の老朽化の度合いなどを勘案のうえ、必要に応じて予算措置し、実施されてきているところである。

施設の大規模修繕(改修)は、施設のあり方検討を踏まえた上で、県の責任において計画的に実施していく必要があるが、改修計画が策定されておらず、必要に応じて対応していくとした施設があった。

今後、各施設において、老朽化の進展に伴い大 規模修繕(改修)の増加が見込まれることから、 改修計画が策定されていない施設においても、施 設・設備の経年に伴う改修や更新の必要箇所及び その優先度を把握し、施設・設備の大規模修繕(改 修)を計画的に実施していく必要がある。

県立広島国際協力センターでは、すでに指定管理者が建物診断を実施した上で中長期修繕計画を策定している。県はこの修繕計画を基に指定管理者と協議の上、現状に応じて緊急性の高いものについて大規模修繕を計画的に実施していくこととしており、今年度もコンクリート劣化部の補修工事を実施予定である。

(2) 責任分担に基づく修繕の適正な執行の確保

指定管理者により運営されている公の施設の 修繕については、県と指定管理者とでその責任 分担を定め、実施されているところである。

基本協定における責任分担の規定を見ると、 一部の施設を除き、その設定金額に違いがある ものの、大規模修繕(改修)は設置者である県 の負担、それ以外の小規模修繕は指定管理者の 負担によって行うこととされている。

県の責任分担である大規模修繕(改修)の実施状況を見ると、わずかではあるが、その費用を指定管理者が負担している事例があった。

これらの事例については、修繕の内容等から、 県と指定管理者との協議の上で行われたもので はあるが、修繕に係る責任分担の原則の例外で あることに留意する必要がある。

また,大規模修繕(改修)について,県が費用を負担し指定管理者に別途委託して実施する場合においても,県職員による必要な施工管理,検査確認等を実施していく必要がある。

大規模修繕については,毎年度修繕内容を指定 管理者と協議の上で決定しているが,一部,指定 管理者の負担により修繕を行っていた。今後は大 規模修繕に必要な予算額を確保し,県直営で修繕 を行っていく。

2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ の付与等

利用料金については、それぞれの施設の設置及び管理条例(以下「条例」という。)において、利用料金の基本的な額(以下「基準額」という。)の上下30%の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定める額と規定されており、施設・設備にかかわらず一律的な取扱いとなっている。

しかしながら、閑散期等における基準額の上下 30%を超える利用料金の額の設定や、承認手続の 迅速化、キャンセル料規定の整備等の要望が指定 管理者から提出されている。

これらは、指定管理者の経営努力に対するイン センティブ及び県民の施設の利用促進に資するも のもあると考えられることから、利用料金の範囲 の一律的な取扱いが必要かどうかなどについて検 討を行う必要がある。

また、収支差額が黒字となった場合にその額を 指定管理者の収益とすることは、指定管理者の経 営努力に対するインセンティブの一つとなってい るものと考えられる。一方で、協定に基づき、収 支差額が黒字となった場合に委託料を減額する施 設や、利用料金の増収により協定で定められた県 への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一 部を県に追加納付させる施設もある。

施設によっては、このような取扱いを行うことが必要であるものもあるが、指定管理者の経営努力に対し大きな支障となっていないかどうか検討する必要がある。

平成22年6月に県内の全対象施設について利 用料金設定に係る下限が撤廃された。

また、収支差額が黒字になった場合には、その額は指定管理者の収益としており、経営努力に対するインセンティブとなっている。

公募による選定結果により指定管理者が交替した施設の事務引継の状況を見ると、いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局(課)との三者とが共同して、2~3月をかけて引継を行っているが、引継時間の確保や円滑な意思疎通のため県の更なる主導が必要との意見があったところである。

施設によっては、新旧の指定管理者のみで引継事務を行う取扱いになっているものも見受けられるが、公の施設が県の施設である以上、県民の施設利用に支障がないよう、施設所管局が参画し円滑に事務引継が行われるように協定等に明記し、指定議決以後速やかに三者間の連携の場を設定するなど施設所管局が積極的に参画していく必要がある。

特に、レクリエーション・スポーツ施設等においては、前年度において翌年度の利用決定を行う場合があり、円滑な運営を持続させるためにも、新指定管理者をオブザーバーで参加させるなど引継について十分配慮する必要がある。

該当なし

(「広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」により、県立広島国際協力センターは特定の法人に管理を行わせる必要のある施設となっており、指定管理者の交替は想定していない。)

監査の結果 (意見)

措置状況

1 施設の改修・修繕

(1) 施設の計画的な改修

公の施設については、「第二次行政システム改革推進計画」(平成 16 年 11 月策定)及び「事務事業総点検」(平成 19 年 3 月)に基づき、施設の廃止や民間・地元移管も含めて、そのあり方を検討するとともに、指定管理者制度の活用が図られている。また、施設の大規模修繕(改修)については、県施設として運営していくこととした施設の老朽化の度合いなどを勘案のうえ、必要に応じて予算措置し、実施されてきているところである。

施設の大規模修繕(改修)は、施設のあり方検 討を踏まえた上で、県の責任において計画的に実 施していく必要があるが、改修計画が策定されて おらず、必要に応じて対応していくとした施設が あった。

今後,各施設において,老朽化の進展に伴い大規模修繕(改修)の増加が見込まれることから,改修計画が策定されていない施設においても,施設・設備の経年に伴う改修や更新の必要箇所及びその優先度を把握し,施設・設備の大規模修繕(改修)を計画的に実施していく必要がある。

大規模修繕に関する計画の策定がされていない施設にあっては、日常点検や定期検査等において、修繕の必要性や優先度を把握し、緊急的対応が必要な箇所の修繕を優先することにより、施設の運営に支障を生じさせないように努めている。

(計画が策定されていない施設:広島県民文化センター, 広島県民文化センターふくやま, 県立文化芸術ホール)

(2) 責任分担に基づく修繕の適正な執行の確保

指定管理者により運営されている公の施設の 修繕については、県と指定管理者とでその責任 分担を定め、実施されているところである。

基本協定における責任分担の規定を見ると、一部の施設を除き、その設定金額に違いがあるものの、大規模修繕(改修)は設置者である県の負担、それ以外の小規模修繕は指定管理者の負担によって行うこととされている。

県の責任分担である大規模修繕(改修)の実施状況を見ると、わずかではあるが、その費用を指定管理者が負担している事例があった。

これらの事例については、修繕の内容等から、 県と指定管理者との協議の上で行われたもので はあるが、修繕に係る責任分担の原則の例外で あることに留意する必要がある。

また,大規模修繕(改修)について,県が費用を負担し指定管理者に別途委託して実施する場合においても,県職員による必要な施工管理,検査確認等を実施していく必要がある。

責任分担区分を設け、その基準によって、基準 額を超えるものは県が、そうではないものは指定 管理者が、執行している。

また,県が,指定管理者に別途委託して行う修繕工事については,その内容を精査し,指定管理者による適切な施工管理を確保し,県による管理・検査確認に努めている。

2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ の付与等

利用料金については、それぞれの施設の設置及び管理条例(以下「条例」という。)において、利用料金の基本的な額(以下「基準額」という。)の上下 30%の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定める額と規定されており、施設・設備にかかわらず一律的な取扱いとなっている。

しかしながら、閑散期等における基準額の上下 30%を超える利用料金の額の設定や、承認手続の 迅速化、キャンセル料規定の整備等の要望が指定 管理者から提出されている。

これらは、指定管理者の経営努力に対するイン センティブ及び県民の施設の利用促進に資するも のもあると考えられることから、利用料金の範囲 の一律的な取扱いが必要かどうかなどについて検 討を行う必要がある。

また、収支差額が黒字となった場合にその額を 指定管理者の収益とすることは、指定管理者の経 営努力に対するインセンティブの一つとなってい るものと考えられる。一方で、協定に基づき、収 支差額が黒字となった場合に委託料を減額する施 設や、利用料金の増収により協定で定められた県 への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一 部を県に追加納付させる施設もある。

施設によっては、このような取扱いを行うことが必要であるものもあるが、指定管理者の経営努力に対し大きな支障となっていないかどうか検討する必要がある。

利用料金の範囲等については,条例改正を行い,利用料金の下限を撤廃し,より幅広い料金設定が可能となった。

収支差額の黒字の取扱いについては、指定管理者と県が受益者であるため、その1/2を県に納付することとしており、追加納付の場合も同様とすることで、一貫した取扱いとなることから、経営努力の支障にはなっていない。

次期指定管理者の募集にあたっても,選定委員 会の承認を得ており,追加納付の取扱いを継続す る。(県立文化芸術ホール)

公募による選定結果により指定管理者が交替した施設の事務引継の状況を見ると、いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局(課)との三者とが共同して、2~3月をかけて引継を行っているが、引継時間の確保や円滑な意思疎通のため県の更なる主導が必要との意見があったところである。

施設によっては,新旧の指定管理者のみで引継事務を行う取扱いになっているものも見受けられるが,公の施設が県の施設である以上,県民の施設利用に支障がないよう,施設所管局が参画し円滑に事務引継が行われるように協定等に明記し,指定議決以後速やかに三者間の連携の場を設定するなど施設所管局が積極的に参画していく必要がある。

特に、レクリエーション・スポーツ施設等においては、前年度において翌年度の利用決定を行う場合があり、円滑な運営を持続させるためにも、新指定管理者をオブザーバーで参加させるなど引継について十分配慮する必要がある。

事務引継ぎは、三者(県、現指定管理者、後任 指定管理者)によることとしており、引き続き設 置者として積極的に関与する。

また、レクリエーション・スポーツ施設等にあっては、特に県民の施設利用に支障をきたさないよう、三者の意思疎通に十分配慮している。

監査の結果 (意見)

措 置 状 況

1 施設の改修・修繕

(1) 施設の計画的な改修

公の施設については、「第二次行政システム改革推進計画」(平成 16 年 11 月策定)及び「事務事業総点検」(平成 19 年 3 月)に基づき、施設の廃止や民間・地元移管も含めて、そのあり方を検討するとともに、指定管理者制度の活用が図られている。また、施設の大規模修繕(改修)については、県施設として運営していくこととした施設の老朽化の度合いなどを勘案のうえ、必要に応じて予算措置し、実施されてきているところである

施設の大規模修繕(改修)は、施設のあり方検 討を踏まえた上で、県の責任において計画的に実 施していく必要があるが、改修計画が策定されて おらず、必要に応じて対応していくとした施設が あった。

今後,各施設において,老朽化の進展に伴い大 規模修繕(改修)の増加が見込まれることから, 改修計画が策定されていない施設においても,施 設・設備の経年に伴う改修や更新の必要箇所及び その優先度を把握し,施設・設備の大規模修繕(改 修)を計画的に実施していく必要がある。

(2) 責任分担に基づく修繕の適正な執行の確保

指定管理者により運営されている公の施設の 修繕については、県と指定管理者とでその責任 分担を定め、実施されているところである。

基本協定における責任分担の規定を見ると、一部の施設を除き、その設定金額に違いがあるものの、大規模修繕(改修)は設置者である県の負担、それ以外の小規模修繕は指定管理者の負担によって行うこととされている。

県の責任分担である大規模修繕(改修)の実施状況を見ると、わずかではあるが、その費用を指定管理者が負担している事例があった。

これらの事例については、修繕の内容等から、 県と指定管理者との協議の上で行われたもので はあるが、修繕に係る責任分担の原則の例外で あることに留意する必要がある。

また,大規模修繕(改修)について,県が費用を負担し指定管理者に別途委託して実施する場合においても,県職員による必要な施工管理,検査確認等を実施していく必要がある。

〔健康福祉センター〕

健康福祉施策に資する目的で設置したが,設置から約17年が経過する中で,設置目的が十分に達成できているか,今年中に当該設置目的での施設の今後の必要性も含め検証を行うことから,施設・設備の大規模修繕については,施設のあり方検討の結果を踏まえて,計画的な実施を検討する。

[視覚障害者情報センター、福山若草園]

施設の老朽化に伴い大規模修繕の増加が見込 まれる施設については、修繕等の必要な箇所を把 握し計画的な修繕を行う。

ただし,改築等を予定している施設について は,その都度必要最小限の修繕を行う。

〔障害者リハビリテーションセンター, 障害者療育支援センター〕

改修計画を策定している。

〔健康福祉センター〕

大規模修繕について,現時点では緊急性を要するものはないが,大規模修繕は基本的に県の負担であることから,基本協定に基づき指定管理者と協議のうえ,県の責任分担と判断されるものについては、県負担で実施する。

〔視覚障害者情報センター, 障害者リハビリテーションセンター, 福山若草園, 障害者療育支援センター〕

修繕に係る責任分担については,県と指定管理 者との間で締結した協定書の規定を遵守してい る。

県が費用を負担し指定管理者に別途委託して 修繕を実施する場合においては、県職員による必 要な検査確認等を実施している。

2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ の付与等

利用料金については、それぞれの施設の設置及び管理条例(以下「条例」という。)において、利用料金の基本的な額(以下「基準額」という。)の上下30%の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定める額と規定されており、施設・設備にかかわらず一律的な取扱いとなっている。

しかしながら、閑散期等における基準額の上下 30%を超える利用料金の額の設定や、承認手続の 迅速化、キャンセル料規定の整備等の要望が指定 管理者から提出されている。

これらは、指定管理者の経営努力に対するイン センティブ及び県民の施設の利用促進に資するも のもあると考えられることから、利用料金の範囲 の一律的な取扱いが必要かどうかなどについて検 討を行う必要がある。

また、収支差額が黒字となった場合にその額を 指定管理者の収益とすることは、指定管理者の経 営努力に対するインセンティブの一つとなってい るものと考えられる。一方で、協定に基づき、収 支差額が黒字となった場合に委託料を減額する施 設や、利用料金の増収により協定で定められた県 への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一 部を県に追加納付させる施設もある。

施設によっては、このような取扱いを行うことが必要であるものもあるが、指定管理者の経営努力に対し大きな支障となっていないかどうか検討する必要がある。

〔健康福祉センター〕

現在の指定管理者(財)広島県健康福祉センターは、公益を目的とする県出資法人であるため、収支差額が黒字となった場合、差額を県に返還することとしている。

なお、次期指定管理は、施設のより効果的・効率的な管理運営を早期に実現するという観点から、今年中に施設のあり方について検討し、方針を決定するため、指定管理期間を平成23年度の1年間とし、非公募としているところである。

平成 24 年度以降,公募により他の法人が指定 管理者となる場合には,経営努力に対するインセンティブの一つとして,収支差額が黒字になった 場合,その額を法人の収益とさせることについて 検討する。

〔視覚障害者情報センター, 障害者リハビリテーションセンター, 福山若草園, 障害者療育支援センター〕

利用者サービスの向上や集客力の強化等を図ることを目的として,利用料金の範囲の下限枠を撤廃した。

また、利用料金制を採る施設については、指定 管理者にインセンティブを付与するため、次期指 定管理では収支差額の黒字を計画的に施設のサ ービス向上に充てることとし、その上でなおかつ 剰余金が生じる場合には県へ納付させることと している。

利用料金制を採らない施設については, 県が支払う委託料により最大限のサービス充実を図るため, 従来どおり委託料を精算することとしている。

公募による選定結果により指定管理者が交替した施設の事務引継の状況を見ると、いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局(課)との三者とが共同して、2~3月をかけて引継を行っているが、引継時間の確保や円滑な意思疎通のため県の更なる主導が必要との意見があったところである。

施設によっては,新旧の指定管理者のみで引継事務を行う取扱いになっているものも見受けられるが,公の施設が県の施設である以上,県民の施設利用に支障がないよう,施設所管局が参画し円滑に事務引継が行われるように協定等に明記し,指定議決以後速やかに三者間の連携の場を設定するなど施設所管局が積極的に参画していく必要がある。

特に、レクリエーション・スポーツ施設等においては、前年度において翌年度の利用決定を行う場合があり、円滑な運営を持続させるためにも、新指定管理者をオブザーバーで参加させるなど引継について十分配慮する必要がある。

〔健康福祉センター〕

事務引継ぎに際しては、県が参画し、三者間の 連携による円滑な事務引継ぎが行われるよう、基 本協定に明記することについて、今後の施設のあ り方検討の結果を踏まえて検討する。

〔視覚障害者情報センター, 障害者リハビリテーションセンター, 福山若草園, 障害者療育支援センター〕

指定管理者が交替した事例はないが,県民の施設利用に支障がないように,事務引継を行う際には県が積極的に参画する。

監査の結果(意見)

措 置 状 況

1 施設の改修・修繕

(1) 施設の計画的な改修

公の施設については、「第二次行政システム改革推進計画」(平成 16 年 11 月策定)及び「事務事業総点検」(平成 19 年 3 月)に基づき、施設の廃止や民間・地元移管も含めて、そのあり方を検討するとともに、指定管理者制度の活用が図られている。また、施設の大規模修繕(改修)については、県施設として運営していくこととした施設の老朽化の度合いなどを勘案のうえ、必要に応じて予算措置し、実施されてきているところである。

施設の大規模修繕(改修)は、施設のあり方検 討を踏まえた上で、県の責任において計画的に実 施していく必要があるが、改修計画が策定されて おらず、必要に応じて対応していくとした施設が あった。

今後、各施設において、老朽化の進展に伴い大規模修繕(改修)の増加が見込まれることから、改修計画が策定されていない施設においても、施設・設備の経年に伴う改修や更新の必要箇所及びその優先度を把握し、施設・設備の大規模修繕(改修)を計画的に実施していく必要がある。

改修計画を策定していない産業科学技術研究 所は、これまで大規模な改修を実施していない が、今後は、年数の経過とともに大規模修繕が見 込まれるため、修繕計画の策定に向けて、指定管 理者から施設の改修・修繕の必要性に係る情報を 収集している。

(2) 責任分担に基づく修繕の適正な執行の確保

指定管理者により運営されている公の施設の 修繕については、県と指定管理者とでその責任 分担を定め、実施されているところである。

基本協定における責任分担の規定を見ると, 一部の施設を除き,その設定金額に違いがある ものの,大規模修繕(改修)は設置者である県 の負担,それ以外の小規模修繕は指定管理者の 負担によって行うこととされている。

県の責任分担である大規模修繕(改修)の実施状況を見ると、わずかではあるが、その費用を指定管理者が負担している事例があった。

これらの事例については、修繕の内容等から、 県と指定管理者との協議の上で行われたもので はあるが、修繕に係る責任分担の原則の例外で あることに留意する必要がある。

また,大規模修繕(改修)について,県が費用を負担し指定管理者に別途委託して実施する場合においても,県職員による必要な施工管理,検査確認等を実施していく必要がある。

大規模修繕(改修)について,県が費用を負担 し指定管理者に別途委託して実施する契約を締結した場合は,県職員による必要な検査確認等を 行うため、営繕課に対して技術的支援を依頼し、 対応している。

2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ の付与等

利用料金については、それぞれの施設の設置及び管理条例(以下「条例」という。)において、利用料金の基本的な額(以下「基準額」という。)の上下30%の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定める額と規定されており、施設・設備にかかわらず一律的な取扱いとなっている。

しかしながら、閑散期等における基準額の上下 30%を超える利用料金の額の設定や、承認手続の 迅速化、キャンセル料規定の整備等の要望が指定 管理者から提出されている。

これらは、指定管理者の経営努力に対するイン センティブ及び県民の施設の利用促進に資するも のもあると考えられることから、利用料金の範囲 の一律的な取扱いが必要かどうかなどについて検 討を行う必要がある。

また、収支差額が黒字となった場合にその額を 指定管理者の収益とすることは、指定管理者の経 営努力に対するインセンティブの一つとなってい るものと考えられる。一方で、協定に基づき、収 支差額が黒字となった場合に委託料を減額する施 設や、利用料金の増収により協定で定められた県 への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一 部を県に追加納付させる施設もある。

施設によっては、このような取扱いを行うことが必要であるものもあるが、指定管理者の経営努力に対し大きな支障となっていないかどうか検討する必要がある。

利用料金の範囲の一律的な取扱いについては, 指定管理者において,サービス向上に向けた自由 度の拡大を図れるようにするため,条例で定める 利用料金の下限枠を撤廃したところである。

広島産業会館における剰余金の取扱いについて、指定管理者の経営努力に対し大きな支障となっていないか検討したが、当該剰余金の追加納付は、営利を目的としない公益財団法人である現指定管理者から、税制上の取扱いを踏まえ提案された実費弁償方式を採用したものであり、特に改善の要望もないことから、見直しは行わない。

なお,指定管理者が変更する場合は,新しい指 定管理者の提案や要望に準じた取扱いとする。

公募による選定結果により指定管理者が交替した施設の事務引継の状況を見ると、いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局(課)との三者とが共同して、2~3月をかけて引継を行っているが、引継時間の確保や円滑な意思疎通のため県の更なる主導が必要との意見があったところである。

施設によっては,新旧の指定管理者のみで引継事務を行う取扱いになっているものも見受けられるが,公の施設が県の施設である以上,県民の施設利用に支障がないよう,施設所管局が参画し円滑に事務引継が行われるように協定等に明記し,指定議決以後速やかに三者間の連携の場を設定するなど施設所管局が積極的に参画していく必要がある。

特に、レクリエーション・スポーツ施設等においては、前年度において翌年度の利用決定を行う場合があり、円滑な運営を持続させるためにも、新指定管理者をオブザーバーで参加させるなど引継について十分配慮する必要がある。

指定管理者が交代する場合には, 県民の施設利 用に支障が生じないよう, 円滑な事務引継ぎが行 われるよう取り組む。 【知事】 【農林水産局】

監査の結果 (意見)

措 置 状 況

1 施設の改修・修繕

(1) 施設の計画的な改修

公の施設については、「第二次行政システム改革推進計画」(平成 16 年 11 月策定)及び「事務事業総点検」(平成 19 年 3 月)に基づき、施設の廃止や民間・地元移管も含めて、そのあり方を検討するとともに、指定管理者制度の活用が図られている。また、施設の大規模修繕(改修)については、県施設として運営していくこととした施設の老朽化の度合いなどを勘案のうえ、必要に応じて予算措置し、実施されてきているところである

施設の大規模修繕(改修)は、施設のあり方検 討を踏まえた上で、県の責任において計画的に実 施していく必要があるが、改修計画が策定されて おらず、必要に応じて対応していくとした施設が あった。

今後、各施設において、老朽化の進展に伴い大規模修繕(改修)の増加が見込まれることから、改修計画が策定されていない施設においても、施設・設備の経年に伴う改修や更新の必要箇所及びその優先度を把握し、施設・設備の大規模修繕(改修)を計画的に実施していく必要がある。

施設の改修、修繕については、県と指定管理者 の連携により、施設、設備の状態を把握し、必要 に応じて対応している。

大規模修繕に関する計画を策定していない施設(広島県栽培漁業センター,広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園)については,施設全体の状況把握と修繕箇所の割り出し等を行っているところであり,状況等を把握し,計画的に実施していくこととする。

(2) 責任分担に基づく修繕の適正な執行の確保

指定管理者により運営されている公の施設の 修繕については、県と指定管理者とでその責任 分担を定め、実施されているところである。

基本協定における責任分担の規定を見ると、 一部の施設を除き、その設定金額に違いがある ものの、大規模修繕(改修)は設置者である県 の負担、それ以外の小規模修繕は指定管理者の 負担によって行うこととされている。

県の責任分担である大規模修繕(改修)の実施状況を見ると、わずかではあるが、その費用を指定管理者が負担している事例があった。

これらの事例については、修繕の内容等から、 県と指定管理者との協議の上で行われたもので はあるが、修繕に係る責任分担の原則の例外で あることに留意する必要がある。

また,大規模修繕(改修)について,県が費用を負担し指定管理者に別途委託して実施する場合においても,県職員による必要な施工管理,検査確認等を実施していく必要がある。

緊急を要する修繕内容のため、県の責任分担であるが、指定管理者からの申し出により、協議して、指定管理者の負担により簡易修繕を行った事例はあるが、今後は、基本協定における責任分担を遵守し、適正に修繕(改修)を行う。

また、これまで、県が指定管理者に別途委託して行った修繕工事は無いが、今後、実施した場合には、県が管理・検査確認を行うなど、適正な事務処理に努める。

2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ の付与等

利用料金については、それぞれの施設の設置及び管理条例(以下「条例」という。)において、利用料金の基本的な額(以下「基準額」という。)の上下30%の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定める額と規定されており、施設・設備にかかわらず一律的な取扱いとなっている。

しかしながら、閑散期等における基準額の上下 30%を超える利用料金の額の設定や、承認手続の 迅速化、キャンセル料規定の整備等の要望が指定 管理者から提出されている。

これらは、指定管理者の経営努力に対するイン センティブ及び県民の施設の利用促進に資するも のもあると考えられることから、利用料金の範囲 の一律的な取扱いが必要かどうかなどについて検 討を行う必要がある。

また、収支差額が黒字となった場合にその額を 指定管理者の収益とすることは、指定管理者の経 営努力に対するインセンティブの一つとなってい るものと考えられる。一方で、協定に基づき、収 支差額が黒字となった場合に委託料を減額する施 設や、利用料金の増収により協定で定められた県 への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一 部を県に追加納付させる施設もある。

施設によっては、このような取扱いを行うことが必要であるものもあるが、指定管理者の経営努力に対し大きな支障となっていないかどうか検討する必要がある。

インセンティブの付与については,指定管理者 へのヒアリングを行うなど,引き続き検討する。

公募による選定結果により指定管理者が交替した施設の事務引継の状況を見ると、いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局(課)との三者とが共同して、2~3月をかけて引継を行っているが、引継時間の確保や円滑な意思疎通のため県の更なる主導が必要との意見があったところである。

施設によっては,新旧の指定管理者のみで引継事務を行う取扱いになっているものも見受けられるが,公の施設が県の施設である以上,県民の施設利用に支障がないよう,施設所管局が参画し円滑に事務引継が行われるように協定等に明記し,指定議決以後速やかに三者間の連携の場を設定するなど施設所管局が積極的に参画していく必要がある。

特に、レクリエーション・スポーツ施設等においては、前年度において翌年度の利用決定を行う場合があり、円滑な運営を持続させるためにも、新指定管理者をオブザーバーで参加させるなど引継について十分配慮する必要がある。

これまで、指定管理者が交替した事例はなく、 事務引継は発生していないが、今後、事務引継が 行われる場合には施設所管局として積極的に参 画し、円滑な事務引継ぎに努める。 【知事】 【土木局・都市局】

監査の結果 (意見)

______ 1 施設の改修・修繕

(1) 施設の計画的な改修

公の施設については、「第二次行政システム改革推進計画」(平成 16 年 11 月策定)及び「事務事業総点検」(平成 19 年 3 月)に基づき、施設の廃止や民間・地元移管も含めて、そのあり方を検討するとともに、指定管理者制度の活用が図られている。また、施設の大規模修繕(改修)については、県施設として運営していくこととした施設の老朽化の度合いなどを勘案のうえ、必要に応じて予算措置し、実施されてきているところである。

施設の大規模修繕(改修)は、施設のあり方検 討を踏まえた上で、県の責任において計画的に実 施していく必要があるが、改修計画が策定されて おらず、必要に応じて対応していくとした施設が あった。

今後、各施設において、老朽化の進展に伴い大規模修繕(改修)の増加が見込まれることから、改修計画が策定されていない施設においても、施設・設備の経年に伴う改修や更新の必要箇所及びその優先度を把握し、施設・設備の大規模修繕(改修)を計画的に実施していく必要がある。

措置状況

【一般港湾施設、広島観音マリーナ】

当該施設に係る大規模改修は,一般港湾施設25,000 千円,広島観音マリーナ2,500 千円以上については,県が実施することとなっている。現在,施設の改修計画の策定に取り組んでいるところであるが,全体的に施設の老朽化が著しい状況にある。

限られた予算の範囲内で優先順位を定め、計画 的に指定管理者に対して所要額を措置し、補修な どの延命措置が適正に行なえるよう努めている。

【ボートパーク広島】

当該施設は、PFI事業(独立採算型)により 実施しており、施設の大規模修繕(改修)につい ては、PFI事業者において対応することとして いる。

このため、大規模修繕計画については、PFI 事業者において策定することとなるが、平成19 年10月に供用開始したばかりであり、これまで に大規模修繕(改修)は発生しておらず、指定管 理期間中(H19.10.1~H39.9.30)においても、 当分の間は発生しないと考えている。

なお,現在の指定管理期間以降は,供用開始後 20 年が経過するため,大規模修繕計画の策定を 検討したいと考えている。

【みよし公園・びんご運動公園】

都市公園における公園施設については,安全性 の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点か ら,予防保全的管理による長寿命化対策を含めた 計画的な改築等に係る取組を推進するため,長寿 命化計画を現在策定中である。

【県営住宅】

県営住宅については、指定管理者の行う業務に 計画的な施設修繕業務も含まれており、修繕計画 も指定管理者が作成している。修繕計画の作成に あたっては、指定管理者は各県営住宅を調査し、 改修や更新の必要箇所及びその優先度を把握し た上で、作成している。

計画の内容や実施について,県は適宜指示等を 行っており,引き続き,計画的な施設の修繕が行 われるよう,指定管理者を指導していく。

また、国庫補助を伴う大規模修繕については、 国が新たに制度化した長寿命化計画を平成22年 度に県が策定する。

(2) 責任分担に基づく修繕の適正な執行の確保

指定管理者により運営されている公の施設の 修繕については、県と指定管理者とでその責任 分担を定め、実施されているところである。

基本協定における責任分担の規定を見ると、 一部の施設を除き、その設定金額に違いがある ものの、大規模修繕(改修)は設置者である県 の負担、それ以外の小規模修繕は指定管理者の 負担によって行うこととされている。

県の責任分担である大規模修繕(改修)の実施状況を見ると、わずかではあるが、その費用を指定管理者が負担している事例があった。

これらの事例については、修繕の内容等から、 県と指定管理者との協議の上で行われたもので はあるが、修繕に係る責任分担の原則の例外で あることに留意する必要がある。

また,大規模修繕(改修)について,県が費用を負担し指定管理者に別途委託して実施する場合においても,県職員による必要な施工管理,検査確認等を実施していく必要がある。

【一般港湾施設、広島観音マリーナ】

(1) 同様に一般港湾施設 25,000 千円, 広島 観音マリーナ 2,500 千円以上についての修繕は, 県が実施することとしている。

指定管理者に予定外の業務や費用を負担させないよう注意するとともに、発注するような事態が生じた場合には、県職員による必要な施工管理、検査確認等を実施する。

【ボートパーク広島】

現在の基本協定における責任分担は、県の責に帰すべき事由により生じた修繕については県の負担、それ以外の修繕についてはPFI事業者の負担と定めており、これまで県の負担となる修繕は発生していない。

また、今後、そのような事態が発生し、当該工事を指定管理者に委託して実施する場合は、県職員による必要な施工管理、検査確認等を実施する。

【みよし公園・びんご運動公園】

県が費用を負担し指定管理者に別途委託して 大規模修繕(改修)等を実施する場合は,県職員 による必要な施工管理,検査確認等を実施してい る。今後も,適正な執行を行う。

【県営住宅】

県の責任分担である大規模修繕(改修)の費用 を指定管理者が負担しているという事例は無く, 今後も、指定管理者に実施させる予定はない。

2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ の付与等

利用料金については、それぞれの施設の設置及び管理条例(以下「条例」という。)において、利用料金の基本的な額(以下「基準額」という。)の上下30%の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定める額と規定されており、施設・設備にかかわらず一律的な取扱いとなっている。

しかしながら、閑散期等における基準額の上下 30%を超える利用料金の額の設定や、承認手続の 迅速化、キャンセル料規定の整備等の要望が指定 管理者から提出されている。

これらは、指定管理者の経営努力に対するイン センティブ及び県民の施設の利用促進に資するも のもあると考えられることから、利用料金の範囲 の一律的な取扱いが必要かどうかなどについて検 討を行う必要がある。

また、収支差額が黒字となった場合にその額を 指定管理者の収益とすることは、指定管理者の経 営努力に対するインセンティブの一つとなってい るものと考えられる。一方で、協定に基づき、収 支差額が黒字となった場合に委託料を減額する施 設や、利用料金の増収により協定で定められた県 への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一 部を県に追加納付させる施設もある。

施設によっては、このような取扱いを行うことが必要であるものもあるが、指定管理者の経営努力に対し大きな支障となっていないかどうか検討する必要がある。

【共通】

条例で定める利用料金の範囲(上下 30%)については、次の理由から下限を撤廃することとし、本年6月議会において条例改正を行った。

- ・指定管理者の経営努力に対するインセンティブの付与
- ・施設の有効活用

【広島観音マリーナ】

広島観音マリーナの剰余金が生じた場合にお ける追加納付については,

- ① 施設整備に係る資本費相当額の回収を急ぐ必 要
- ② 第三セクターが運営(指定管理者)
- ③ 収益が少ない場合には、協定で定めた資本 費相当額が不足

といった状況を考慮すれば、収益のあった年度 において、追加納付をさせておくことは適当と考 えている。

ただし、指定管理期間内に資本費相当額が納付された場合は、この期間において資本費の納付が不要となる見込みである。

【一般港湾施設】

該当なし:利用料金制を導入していない

【ボートパーク広島】

当該施設は、PFI事業(独立採算型)により 実施していることから,指定管理者の経理努力に 対しては,コンプライアンスの範囲内で可能な限 り制限を設けないよう努めている。

【みよし公園・びんご運動公園】

指定管理者による利用料金制を採用している 公の施設について,設置管理条例で規定する利用 料金の範囲(上下30パーセント)のうち,下限 を撤廃した。

【県営住宅】

平成16年3月の国土交通省の通知では「(指定管理者制度については公営住宅を)対象施設とするが、業務は従前の管理委託の範囲であり、利用料金制は採用できない。」とされており、本県においても利用料金制ではない。

そのため、協定に基づき、収支差額が黒字となった場合に委託料を減額することも、利用料金の増収により協定で定められた県への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一部を県に追加納付させることもない。

公募による選定結果により指定管理者が交替した施設の事務引継の状況を見ると、いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局(課)との三者とが共同して、2~3月をかけて引継を行っているが、引継時間の確保や円滑な意思疎通のため県の更なる主導が必要との意見があったところである。

施設によっては,新旧の指定管理者のみで引継事務を行う取扱いになっているものも見受けられるが,公の施設が県の施設である以上,県民の施設利用に支障がないよう,施設所管局が参画し円滑に事務引継が行われるように協定等に明記し,指定議決以後速やかに三者間の連携の場を設定するなど施設所管局が積極的に参画していく必要がある。

特に、レクリエーション・スポーツ施設等においては、前年度において翌年度の利用決定を行う場合があり、円滑な運営を持続させるためにも、新指定管理者をオブザーバーで参加させるなど引継について十分配慮する必要がある。

【一般港湾施設、広島観音マリーナ】

該当なし:現時点では変更を行なっていない

現在は、非公募により選定していることから指定管理者の交替が行われていないが、公募による募集となり、指定管理者が交代するような事態が生じても、円滑に引き継ぎがなされるよう配慮する。

【ボートパーク広島】

当該施設の指定管理期間は20年 (H19.10.1 ~ H39.9.30) としており、協定の解除等という 事態にならない限り、当分の間、指定管理者の交 代は生じない。

ただし、指定管理期間が長期であることから、 指定管理者の変更が生じた場合には、円滑な事務 引継が行われるよう、引継時期、方法等について 施設所管課として積極的に参画していく方針で ある。

【みよし公園・びんご運動公園】

指定管理者交替に伴う事務の引継については、「『広島県立びんご運動公園指定管理者募集要項』及び『広島県立みよし公園指定管理者募集要項』」(以下「募集要項」という。)において、次のとおり示している。

○ 指定管理者の業務開始後の取扱い

次期指定管理者が円滑かつ支障なく,業務を遂行できるよう,引継ぎを行うものとする。

○ 施設の管理運営の準備

指定管理者は、自己の責任と負担において、指定期間開始日から 円滑に管理運営に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制 を整えなければならない。

なお,施設の管理運営の引継ぎが必要な場合は,指定後,随時行うものとする。

施設所管局(課)は、新指定管理者が指定期間 開始日から円滑に管理運営業務が遂行できるよ うに新旧指定管理者の事務引継が行われている ことを確認及び指示をすることとしている。

指定管理者交替があった場合には、当課は、募 集要項に基づき、業務引継ぎが適切に行われてい ることの確認をし、必要な指示を行うこととす る。

【県営住宅】

県営住宅の現在の包括協定書において,引継事 務における県の位置付けは明記されていない。

今年度は,第二・第三平成ケ浜住宅に係る指定 管理者を指定することとしており,より円滑に事 務引継が行われるよう県も含めた体制について 検討している。

なお、平成22年4月より指定管理者が変更となった地区があるが、建設事務所において、平成21年12月以降ほぼ月1回のペースで県と新旧指定管理者とで協議の場を設けたほか、随時新旧指定管理者へ指示や相談等を行った結果、概ね円滑な引継が行われた。

【知事】 【企業局】

監査の結果 (意見)

措 置 状 況

1 施設の改修・修繕

(1) 施設の計画的な改修

公の施設については、「第二次行政システム改革推進計画」(平成 16 年 11 月策定)及び「事務事業総点検」(平成 19 年 3 月)に基づき、施設の廃止や民間・地元移管も含めて、そのあり方を検討するとともに、指定管理者制度の活用が図られている。また、施設の大規模修繕(改修)については、県施設として運営していくこととした施設の老朽化の度合いなどを勘案のうえ、必要に応じて予算措置し、実施されてきているところである。

施設の大規模修繕(改修)は、施設のあり方検 討を踏まえた上で、県の責任において計画的に実 施していく必要があるが、改修計画が策定されて おらず、必要に応じて対応していくとした施設が あった。

今後,各施設において,老朽化の進展に伴い大規模修繕(改修)の増加が見込まれることから,改修計画が策定されていない施設においても,施設・設備の経年に伴う改修や更新の必要箇所及びその優先度を把握し,施設・設備の大規模修繕(改修)を計画的に実施していく必要がある。

当該駐車場は施設が小規模であるため、随時、臨機の対応を行うこととしている。

(2) 責任分担に基づく修繕の適正な執行の確保

指定管理者により運営されている公の施設の 修繕については、県と指定管理者とでその責任 分担を定め、実施されているところである。

基本協定における責任分担の規定を見ると、一部の施設を除き、その設定金額に違いがあるものの、大規模修繕(改修)は設置者である県の負担、それ以外の小規模修繕は指定管理者の負担によって行うこととされている。

県の責任分担である大規模修繕(改修)の実施状況を見ると、わずかではあるが、その費用を指定管理者が負担している事例があった。

これらの事例については、修繕の内容等から、 県と指定管理者との協議の上で行われたもので はあるが、修繕に係る責任分担の原則の例外で あることに留意する必要がある。

また,大規模修繕(改修)について,県が費用を負担し指定管理者に別途委託して実施する場合においても,県職員による必要な施工管理,検査確認等を実施していく必要がある。

公の施設の修繕については,県と指定管理者 とで責任分担を定めており,修繕を行う場合 は,指定管理者と協議し責任分担に基づき適切 な対応を行っている。

2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ の付与等

利用料金については、それぞれの施設の設置及び管理条例(以下「条例」という。)において、利用料金の基本的な額(以下「基準額」という。)の上下30%の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定める額と規定されており、施設・設備にかかわらず一律的な取扱いとなっている。

しかしながら、閑散期等における基準額の上下 30%を超える利用料金の額の設定や、承認手続の 迅速化、キャンセル料規定の整備等の要望が指定 管理者から提出されている。

これらは、指定管理者の経営努力に対するイン センティブ及び県民の施設の利用促進に資するも のもあると考えられることから、利用料金の範囲 の一律的な取扱いが必要かどうかなどについて検 討を行う必要がある。

また、収支差額が黒字となった場合にその額を 指定管理者の収益とすることは、指定管理者の経 営努力に対するインセンティブの一つとなってい るものと考えられる。一方で、協定に基づき、収 支差額が黒字となった場合に委託料を減額する施 設や、利用料金の増収により協定で定められた県 への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一 部を県に追加納付させる施設もある。

施設によっては、このような取扱いを行うことが必要であるものもあるが、指定管理者の経営努力に対し大きな支障となっていないかどうか検討する必要がある。

当該駐車場においては、利用料金制を導入していない。

公募による選定結果により指定管理者が交替した施設の事務引継の状況を見ると、いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局(課)との三者とが共同して、2~3月をかけて引継を行っているが、引継時間の確保や円滑な意思疎通のため県の更なる主導が必要との意見があったところである。

施設によっては、新旧の指定管理者のみで引継事務を行う取扱いになっているものも見受けられるが、公の施設が県の施設である以上、県民の施設利用に支障がないよう、施設所管局が参画し円滑に事務引継が行われるように協定等に明記し、指定議決以後速やかに三者間の連携の場を設定するなど施設所管局が積極的に参画していく必要がある

特に、レクリエーション・スポーツ施設等においては、前年度において翌年度の利用決定を行う場合があり、円滑な運営を持続させるためにも、新指定管理者をオブザーバーで参加させるなど引継について十分配慮する必要がある。

指定管理者が交替した場合の事務引継については、新旧の指定管理者と施設所管局における三者で共同実施しており、今後も十分配慮するとともに、協定等の明記については、指定管理者との協議の上、必要な対応をして参りたい。

監査の結果 (意見)

措置状況

1 施設の改修・修繕

(1) 施設の計画的な改修

公の施設については、「第二次行政システム改革推進計画」(平成 16 年 11 月策定)及び「事務事業総点検」(平成 19 年 3 月)に基づき、施設の廃止や民間・地元移管も含めて、そのあり方を検討するとともに、指定管理者制度の活用が図られている。また、施設の大規模修繕(改修)については、県施設として運営していくこととした施設の老朽化の度合いなどを勘案のうえ、必要に応じて予算措置し、実施されてきているところである。

施設の大規模修繕(改修)は、施設のあり方検 討を踏まえた上で、県の責任において計画的に実 施していく必要があるが、改修計画が策定されて おらず、必要に応じて対応していくとした施設が あった。

今後、各施設において、老朽化の進展に伴い大規模修繕(改修)の増加が見込まれることから、改修計画が策定されていない施設においても、施設・設備の経年に伴う改修や更新の必要箇所及びその優先度を把握し、施設・設備の大規模修繕(改修)を計画的に実施していく必要がある。

広島県総合グラウンド及び広島県立総合体育館については、修繕計画は策定済であり、関係部署の理解を得ながら計画的な維持修繕に取り組む。

(2) 責任分担に基づく修繕の適正な執行の確保

指定管理者により運営されている公の施設の 修繕については、県と指定管理者とでその責任 分担を定め、実施されているところである。

基本協定における責任分担の規定を見ると、 一部の施設を除き、その設定金額に違いがある ものの、大規模修繕(改修)は設置者である県 の負担、それ以外の小規模修繕は指定管理者の 負担によって行うこととされている。

県の責任分担である大規模修繕(改修)の実施状況を見ると、わずかではあるが、その費用を指定管理者が負担している事例があった。

これらの事例については、修繕の内容等から、 県と指定管理者との協議の上で行われたもので はあるが、修繕に係る責任分担の原則の例外で あることに留意する必要がある。

また,大規模修繕(改修)について,県が費用を負担し指定管理者に別途委託して実施する場合においても,県職員による必要な施工管理,検査確認等を実施していく必要がある。

広島県立総合体育館における基準額を超える 3件の修繕については,指定管理者から事業計画 提案に基づき積極的に実施したい旨の申し出が あったものであり,県が負担を求めたものではな い。

引き続き責任分担に留意しながら修繕を進めてまいりたい。

2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ の付与等

利用料金については、それぞれの施設の設置及び管理条例(以下「条例」という。)において、利用料金の基本的な額(以下「基準額」という。)の上下30%の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定める額と規定されており、施設・設備にかかわらず一律的な取扱いとなっている。

しかしながら、閑散期等における基準額の上下 30%を超える利用料金の額の設定や、承認手続の 迅速化、キャンセル料規定の整備等の要望が指定 管理者から提出されている。

これらは、指定管理者の経営努力に対するイン センティブ及び県民の施設の利用促進に資するも のもあると考えられることから、利用料金の範囲 の一律的な取扱いが必要かどうかなどについて検 討を行う必要がある。

また、収支差額が黒字となった場合にその額を 指定管理者の収益とすることは、指定管理者の経 営努力に対するインセンティブの一つとなってい るものと考えられる。一方で、協定に基づき、収 支差額が黒字となった場合に委託料を減額する施 設や、利用料金の増収により協定で定められた県 への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一 部を県に追加納付させる施設もある。

施設によっては、このような取扱いを行うことが必要であるものもあるが、指定管理者の経営努力に対し大きな支障となっていないかどうか検討する必要がある。

広島県総合グラウンド及び広島県立総合体育 館については、収支差額について、意見のような 取扱いは行っていない。

公募による選定結果により指定管理者が交替した施設の事務引継の状況を見ると、いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局(課)との三者とが共同して、2~3月をかけて引継を行っているが、引継時間の確保や円滑な意思疎通のため県の更なる主導が必要との意見があったところである。

施設によっては,新旧の指定管理者のみで引継事務を行う取扱いになっているものも見受けられるが,公の施設が県の施設である以上,県民の施設利用に支障がないよう,施設所管局が参画し円滑に事務引継が行われるように協定等に明記し,指定議決以後速やかに三者間の連携の場を設定するなど施設所管局が積極的に参画していく必要がある。

特に、レクリエーション・スポーツ施設等においては、前年度において翌年度の利用決定を行う場合があり、円滑な運営を持続させるためにも、新指定管理者をオブザーバーで参加させるなど引継について十分配慮する必要がある。

引継については、基本協定書に重要事項を定めるとともに、三者間の連携の場を設定したところであり、今後とも円滑な引継に向けて積極的に関与してまいりたい。

翌年度の利用決定については、利用者が不利益を被らないよう、三者間の連携の場において引き継いでいるところであるが、新指定管理者の要請があれば利用調整会議へのオブザーバー参加を認めるなど、引き続き配慮してまいりたい。